



第36回 亡くなった父の借入金と相続税

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

Q

父が今年の3月に亡くなりました。父の遺産は不動産や預貯金など約5億円ですが、多額の債務もあります。父は、債務を返済しようとして生前に土地を売却し、今年1月に受け取った売却代金全額を返済に充てていますが、まだ3億円ほど残っています。

相続税の申告と売却した土地の所得税の申告が必要と思いますが、わからないことが多いので、次の点について教えてください。

1. 売却した土地の所得税の申告と納税はだれが行うのですか？ また、納付した所得税は相続税の計算に影響がありますか？
2. 父が叔父の銀行借入金の保証人になっていたことがわかりました。この保証債務は相続税の計算に影響がありますか？
3. 私が相続する財産は時価(評価額)1億円の土地のみですが、購入時の借入金残額が1億2千万円残っています。私が相続する財産はほかにはありませんが、相続税の計算ではどのようになりますか？

A

今月の質問は相続税の計算における被相続人の債務等についてですね。

相続税は、相続または遺贈によって取得した遺産の総額から相続人等が負担する債務や葬式費用を差し引いた残額(正味の遺産額)が基礎控除額を超える場合に課税されます。

この債務や葬式費用を各人の取得遺産額から差し引く(控除)ことを「債務控除」といいますが、債務を引き受ける者や債務の内容によって、債務控除の適用に制限がありますので、これらについてご説明します。

1. 債務控除の要件

(1) 債務控除ができる者

債務控除ができる者は、相続人及び包括受遺者に限られます。

したがって、相続権を放棄した者(家庭裁判所に放棄の申述をした者)、相続権を失った者や相続人で

ない特定受遺者には適用がありません。

(2) 債務控除の範囲

債務控除の対象となる債務は、被相続人の債務として相続開始の際、現に存するもので、確実に認められるものとされています。

イ. 現に存する債務

租税公課は、相続開始の際に納税義務が確定しているもののほか、相続開始後に納付し、または徴収されることになったもの(例えば、被相続人の所得に対する所得税など)が対象になります。

ロ. 確実な債務

債務が確実であるかどうかについて書面の証拠は必要としません。また、債務の額が確定していなくても存在が確実に認められるものは、相続開始の現況において確実に認められる範囲の金額に限り対象になります。

ハ、非課税財産に係る債務でないもの

非課税財産の維持、管理、購入等のために生じた債務（例えば、被相続人が生前に購入した墓碑の未払金など）は、現に存する確実な債務であっても対象になりません。

なお、4月号でご紹介した「制限納税義務者」の場合は、要件が異なりますのでご注意ください。

2. ご質問の場合

(1) 土地を売却した場合の税金

ご質問の場合は、お父様が本年1月から死亡するまでの間に行った土地の売却から利益が生じた場合には、亡くなられた日から4カ月以内にお父様の住所地を所轄する税務署に「準確定申告書」と相続人全員が署名した「付表」を提出することになります。

なお、準確定申告により納付することになった所得税額は、お父様の相続税の申告において債務控除の対象になります。

(2) 保証債務

保証債務とは、主たる債務者が債務を弁済しない場合に、保証人が主たる債務者に代わってその債務を弁済するというものです。つまり保証債務とは従たる債務であり、保証人が保証債務を履行した場合には保証人は主たる債務者に返済を求めること（求償権の行使）ができません。

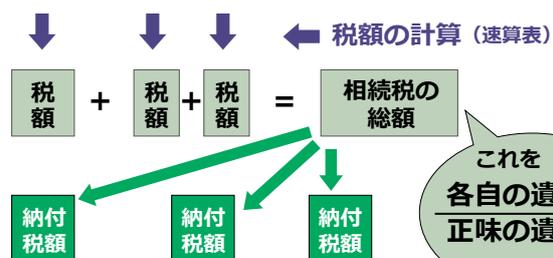
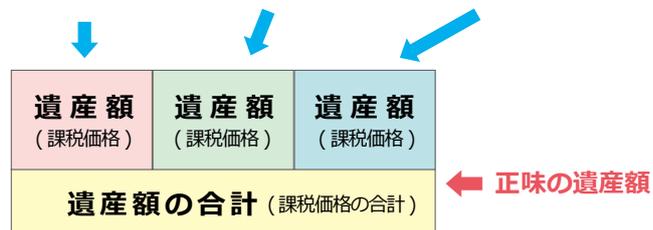
債務控除の対象となる債務は、相続開始のとき現に存する確実な債務です。被相続人の保証債務が相続人に承継されたとしても相続開始時点で確実に履行すべきものといえず、仮に相続人が履行しても求償権の行使が可能なので、確実な債務とはいえません。

したがって、原則として保証債務は債務控除の対象とはなりません。

(3) 取得した遺産から債務が引ききれないとき

相続税の計算は、次のとおり行います（右図「相続税の計算のしくみ」参照）。①各相続人や受遺者が取得した財産の価額からその者が実際に負担した債務等の額を控除して各人の遺産額（課税価格）を算出します。②各人の課税価格の合計額から、基礎控除額を差し引き相続税の総額を計算します。③その総額を各人の取得した財産の割合に応じ按分し、各

相続税の計算のしくみ



人の納付税額が決まります。

ご質問の場合は1億円から1億2千万円を差し引くのでマイナスとなってしまいます。このようにマイナスになる場合は「0」として計算し、その債務を負担しない他の相続人から控除することはできません。

さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。